

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査業務手数料規程

制定 2022年9月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「センター」という。)が別に定める畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査(以下、「技術基準等審査」という。)業務規程(以下「業務規程」という。)に基づく技術基準等審査業務に係る手数料(以下、「手数料」という。)について必要な事項を定める。

なお、本技術基準等審査業務に係る各手数料には、別途に消費税を加算する。

(技術基準審査依頼手数料)

第2条 業務規程第5条に規定する畜舎等の技術基準等審査依頼手数料の額は、技術基準等審査依頼一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1の床面積の合計は、審査の対象となる畜舎等(特例畜舎等を除く)の床面積の合計とする。

3 畜舎建築利用計画の変更認定に係る技術基準等審査依頼手数料は、第1項の手数料の二分の一の額とする。ただし、直前の技術基準等適合証がセンター以外で交付されたものは、第1項の手数料とする。

4 構造計算を要する構造上の棟数が2以上の場合は、第1項の手数料に別表第2の額を加算する。ただし、別棟の畜舎の床面積が、3,000㎡を超えるものに限る。

(手数料の特例)

第3条 前条までに規定する手数料は理事長が必要と判断する場合、減額又は割増できるものとする。

(再交付手数料)

第4条 センターが畜舎建築利用計画に係る技術基準等適合証を再交付する場合の手数料は、1通につき5,000円とする。

附 則

この規程は、2022年9月1日から施行する。

別表第1

技術基準等審査依頼手数料（第2条第1項関係）	税込金額（税抜金額）
床面積の合計	手数料の額
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	440,000 円（400,000 円）
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	495,000 円（450,000 円）
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	550,000 円（500,000 円）
6,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	605,000 円（550,000 円）
8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	638,000 円（580,000 円）
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	748,000 円（680,000 円）
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	990,000 円（900,000 円）
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,485,000 円（1,350,000 円）
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	2,024,000 円（1,840,000 円）
200,000 m ² を超える	2,464,000 円（2,240,000 円）

別表第2

構造審査の加算額（第2条第4項関係）	税込金額（税抜金額）
構造計算を要する構造上の棟数が2以上の場合	手数料の加算額
構造上の2棟目以降（棟当たり）	55,000 円（50,000 円）
※手数料の加算額＝（構造計算を要する構造上の棟数－1）× 55,000 円（50,000 円）	